

令和５年度町政懇談会における町民の皆様からのご質問等に対する対応状況一覧

令和５年１０月１日に開催した町政懇談会において、町民の皆様からのご質問に対する対応状況について、下記のとおりお知らせします。

No.	質問内容	町政懇談会開催時の回答	対応状況
1	震災以前は訪問医療を町の病院にやってもらっていたが、現在は行っているところがない。檜葉町だけではなく、近隣町村も含めて、訪問医療をやっただけでないか？	町には病院は何軒があるが、現在訪問医療は行っていない。これから高齢化率が上がるにつれて、在宅医療をどうすればいいのか考えている。訪問医療は医師会や病院など関係機関との協議が必要になるため、できるだけ早く、どのような形でできるのかを協議していきたい。また、社会福祉協議会と連携して訪問医療の体制ができないか、協議している。 震災前のような頻度の良い訪問医療をしていただけのような対応を取っていきたい。	・福島県が準備を進めている県立大野病院の再開に向けて、より良い医療サービスを提供してもらうための方策を福島県病院局をはじめとした関係機関との協議を進めています。 ・医療提供体制に関する事柄は、一つの町が単独で対策を進めることは非常に難しいため、近隣町村と連携を図りながら取り組んでいきたいと考えています。
2	土地改良区の資金横領事件について、令和５年７月と９月に新聞に記事が載っていたが、横領した金額がそれぞれ約５００万円や約１００万円と報じられていた。警察からの発表でも、あまりにも金額の差が大きいうように思うが、いくら横領されたのか疑問に思っている。あの金額の詳細はどのようなものなのか。	事件後、逮捕と再逮捕が行われている。土地改良区で事件後民事裁判を起こし、そちらはすでに結果が出ていて、保全会と土地改良区のお金として約３,８００万円、町の官舎未納金、給与の返還分、弁護士手数料を含めて、約４,２００万円の判決額が出ている。 今回新聞で報道された金額は、警察側で着実に裏が取れている部分について逮捕した分の金額であり、引き続き残りの部分について調査・捜査している。町としては、今後複数回にわたり逮捕案件が出てくるものと考えている。	刑事訴訟（業務上横領）について、令和６年５月に福島地方裁判所いわき支部において「懲役３年６月」の判決が確定している。 元職員には、罪を償うと共に、町と土地改良区に対する速やかな支払いを求めて参ります。

3	枝物の栽培をしており、病気の発生した枝や葉を処分する必要があるが、自宅で燃やすことができないので昨年は切った枝をまとめて焼却施設に持っていき処分をした。町に相談をしたが規則上できないということになっている。今年も同じように病気が発生していてかなりの枝を処分しているため、家庭で燃やして処分が出来ると手間が省けて非常に助かる。 例えば昔は焼却炉が家にあり、特に届け出も無しに家庭ごみを燃やすことが出来た。そういうある程度の焼却炉を使うなど、届け出を出さずに燃やすことが可能であれば、そこも含めてご指導願いたい。	法律上生業として農業を営み、やむを得ず燃やさなければいけないものについては、自分の敷地内で焼却することができる。燃やしても差し支えないものかどうか後で確認させていただきたい。 燃やしてもよいものについては、周囲の方に迷惑をかけないような場所で燃やして、かつ町か消防署まで揚煙届の申請を出せば燃やすことが出来る。消防署等に揚煙届を出してほしいというのは、周囲に火災と見間違えられる可能性があり、町や消防署に連絡があった際に許可を得て燃やしていると説明ができるようにするため。 以前は家庭にも焼却炉があったが、現在はダイオキシンが発生し、周辺の環境に影響が出るため、家庭で燃やすことは控えていただきたい。 周囲に影響を与えることと、揚煙届を出すことは目的が違うため、燃やす際にはご一報いただきたい。	同左
4	震災後に西原地区と八石地区は、おそらく町内でも特に人口が減少したところだと思う。空き地の管理がなくなっているところが多い。 土地の持ち主に連絡するなどなんとかして対策してほしい。	適切に管理されていない空き地は町内にも沢山あり、檜葉町だけでなく全国的にも空き家・空き地は大きな課題となっている。 基本的には民間同士で解決してほしいが「連絡先が分からない」「直接言いにくい」といった課題もあると思う。そのような場合はくらし安全対策課にご相談いただければ、町から土地の管理者へ連絡し、適正な管理を行うよう連絡を行うため、ご相談いただきたい。	民間同士で解決していただくのが基本ですが、「連絡先が分からない」「直接言いにくい」といった場合もあると思われます。町に相談があった場合は町から土地の管理者へ適正な管理を行うよう連絡をしています。

5	従来野焼きを行っていたと思うが、放射性物質や環境問題等でなかなかできない状態にある。 野焼きについては町として今後どう考えているか。防虫や雑草処理等色々なメリットはあると思う。	野焼きについては、廃掃法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）で原則禁止されている。ただし慣習的に行われている日常的な木の葉を集めた焚火や、病害防虫の為に刈った草を集積し 1 ヶ所で焼却するなど、軽微なもの、例えば畦畔の雑草を一か所に集めたり、もみ殻を一か所に集めて燃やしたりするものは、例外的に認められている。 震災前の環境問題やダイオキシン問題がクローズアップされる以前の、慣習的に風下から風上に向けて一斉に集落的に野焼きをするものについては、廃掃法の規定通り、大気汚染の問題等については地域間のコミュニケーションが図られることが大前提になる。	同左
6	国内農業従事者の高齢化について、当町でも 60 代が多数を占めているなど、高齢化が進んでいる。4 分の 3 事業で農業を、特に高齢者の方が多数行っていると思うが、減価償却期間（7 年）が経過した後は更に高齢化が進んでいる。この 2 点について、どのように考えているか。 農業担い手の高齢化や減価償却 7 年問題については町も課題にしていると受け止めたが、具体的に示さないと前に進まないのではないかと思います。後継者と言っても若い人はすぐに入ってこないため、町として 3 本柱の一つとして農業を掲げている以上、具体的に前に進めないとうまくいかないのではないかと思います。ご検討いただきたい。	農業の担い手の高齢化は全国的に高齢化が進んでいる。当町で営農担い手の方の年齢を試算すると、町内でも進んでおり、4 分の 3 事業を活用している高齢者の方は相当数いる。 一番の課題としては、今の担い手農家の次世代・後継者の確保が厳しい状況というのが上げられる。4 分の 3 事業や減価償却 7 年問題について、県や国に対して、次代を担う後継者の育成・確保という観点からも必要な課題であるため、町として対応していきたい。 また農家が儲かる仕組みを考えていかなければならないと考えている。そうすることにより後継者問題、担い手不足問題を解消できると考えられるため、町としても農業や六次化産業を後押ししながら進めていきたいと考えている。	同左

7	加工施設について、町の振興公社が運営していると思うが、町民が利用できればと思う。 例えば、町では今さつまいもを作るよう町民にお願いしていると思うが、町民が自分の農作物を加工場へ持ち込み加工品の作成ができるようになれば、商品化して売ることができ、良いなと思っている。 加工場の使い方について、町民がうまく使えるようにしていただけると、色々なアイデアが生まれる。その辺をどのように考えているか。	既存の農林水産物加工施設については木戸川漁業組合が指定管理者となって、料金はいただくが誰でも利用できる施設となっている。 今年の４月にできた六次化産業を進める特産品開発センターは、町の大きな目標である農業を再生するにあたり、農作物に付加価値を付けることで農業の経営向上や特産品開発による町の魅力向上につなげることを目的にオープンさせた。管理運営は町振興公社に委託している。 農業者の方々に置かれましては、振興公社から特産品の原材料調達という形で、協力してもらいたい。いずれは振興公社も特産品開発センターで収益が上がり、収益の一部を農業者の皆様に還元できるようにと考えている。 帰還して営農再開する際に、稲作や米農家では収益性が低いため、甘藷をスタートした。加工施設でサツマイモの加工をして干し芋を作成して六次化産業を進める。資料の説明でもゆずについてあったが、今年中にもゆずポン酢の販売を計画している。	同左
---	--	---	----

8	町ではGABA 米の生産に向けて施策を進めていると思うが、町の米そのもののブランド化、例えば郡山市のあさか米、天栄村の米など、町の米のブランド化として、ふるさと納税の返礼品に考えていただければと思う。ブランド化して米を高く売れる仕組みがあればと思う。	町でも農家の収益向上になるため、米のブランド化をやってみたいと思っている。ある程度広域的な取り組みが必要で、JA 福島さくらの考えもあることから、双葉郡独自のブランド米を検討する必要があるかと思う。JA と協議する。 また、ふるさと納税の返礼品については、檜葉町の米として松館地区の有機米や下小埦地区の米を取り扱っている。	同左
---	--	---	----